

西原村中央簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 西原村

事 業 名 : 西原村中央簡易水道事業

策 定 日 : 令和 5 年 5 月

計 画 期 間 : 令和 5 年度 ~ 令和 6 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 給水

供用開始年月日	昭和53年 5 月 10 日	計画給水人口	4,500 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	令和6年4月1日より法適用予定	現在給水人口	4,350 人
		有収水量密度	— 千m ³ /ha

② 施設

水 源	<input type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input checked="" type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)			
施 設 数	浄水場設置数	無	管 路 延 長	74 千m
	配水池設置数	2		
施 設 能 力	2481 m ³ /日	施 設 利 用 率	63.7 %	

③ 料金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	区分用途	メーター口径	基本料金(1カ月につき)	水量料金(1カ月につき)		
	一般用	13mm	8m ³ 以下 600円	9m ³ 以上30m ³ 以下 1m ³ につき 110円	31m ³ 以上100m ³ 以下 1m ³ につき 120円	101m ³ 以上 1m ³ につき135円
		20mm	8m ³ 以下 720円			
		25mm	8m ³ 以下 960円			
		40mm	8m ³ 以下 1800円			
		50mm	8m ³ 以下 3600円			
	75mm	8m ³ 以下 8400円				
	浴場営業用	100m ³ 以下 4,800円	101m ³ 以上 1m ³ につき 60円			
	一時用		1m ³ につき 240円			
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	平成22年 4月 1日					

④ 組織

<p><組織体制></p> <pre> graph TD A[村長] --- B[水道課] B --- C[水道係 (5名)] </pre>	<p><職員数・職種・年齢構成等></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>水道課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>61歳～</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>51～60歳</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>41～50歳</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>31～40歳</td> <td>0人</td> </tr> <tr> <td>～30歳</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>任期付き職員</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>会計年度任用職員</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5人</td> </tr> </tbody> </table>		水道課	61歳～	0人	51～60歳	1人	41～50歳	1人	31～40歳	0人	～30歳	1人	任期付き職員	1人	会計年度任用職員	1人	合計	5人
	水道課																		
61歳～	0人																		
51～60歳	1人																		
41～50歳	1人																		
31～40歳	0人																		
～30歳	1人																		
任期付き職員	1人																		
会計年度任用職員	1人																		
合計	5人																		
※令和5年度からの新組織体制図																			

(2) これまでの主な経営健全化の取組

民間活用の状況	施設保守点検業務、水道施設清掃業務、水質検査業務を民間業者に委託している。また、検針業務を公益社団法人に委託している。
施設統合	令和3年8月1日に村内に点在する2地域水道組合と統合を行い、村営水道事業とした。

*1 水道事業の広域化とは、水道法(昭和32年法律第177号)第2条の2第2項の市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等に当たるものである。その具体的な方策としては、経営統合(事業統合及び経営の一体化をいう。以下同じ。)、浄水場等一部の施設の共同設置や事務の広域的処理等がある。

(3) 経営比較分析表等を活用した現状分析

令和4年度に策定しました、令和3年度決算「経営比較分析表」を添付しています。法非適事業として実施していますので、該当数値がない項目があります。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

本村の行政人口及び給水人口は令和4年度以前に関しては、実績による数値であり、令和5年度以降は近隣自治体へのTSMCの進出や東海大学校舎移転に伴う年1.5%の行政人口増を見込み、併せて給水人口も年1.5%の増加を見込み算出しております。今後も継続的に両人口は微増していくものと予想されます。

(単位:人)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政人口	6,752	6,751	6,885	6,988	7,093
給水人口	4,150	4,372	4,459	4,526	4,594

(2) 水需要の予測

上記(1)による給水人口の増加予測による水道使用量増や直近の有収水量等の傾向を踏まえて年間有収水量を予測した。

(単位:m³)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
有収水量	506,546	522,192	530,215	538,580	546,659

(3) 料金収入の見通し

今後は行政人口増加、給水人口の増加に伴い、増加していくことが見込まれます。

(単位:千円)

年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
料金収入	62,565	64,564	65,121	66,148	67,141

(4) 組織の見通し

西原村の水道事業は、村営の簡易水道、地域組合営の簡易水道6カ所及び飲料供給施設5カ所とその他の未普及地区となっています。その中で村営簡易水道の給水人口は全人口の6割以上を占めており、今後も組合水道との統合を予定していることから、さらに給水人口が増え、簡易水道から上水道事業へと水道事業を拡大していく予定です。

令和4年度以前の組織体制については、建設課水道係内で一般業務と兼務で最小人員で業務を賄っていましたが、令和5年度以降より水道課として新組織体制となります。

しかしながら、定期的な人事異動があるため、専門知識や技術を有する職員の育成が課題となります。

3. 経営の基本方針

将来にわたって良質な水道水を低廉な料金で安定的に供給することを目指し、次の基本方針に基づき事業経営に取り組みます。

- ◆安定した給水収益の確保と更なる経費節減を図り、健全な経営に努めます。
- ◆将来の更新需要に備えた内部資金の留保に努め、財政基盤の強化に取り組みます。
- ◆施設や設備の更新、自然災害に備えたりリスク管理対策を計画的に取り組みます。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	施設の適切な管理による安定供給の継続します。
-----	------------------------

西原村中央簡易水道事業の水道施設は2箇所の水源系統により運営管理を行っております。今現在、1箇所の水源系統の負担割合が8割を超えており、もう1箇所の水源系統に切り替えを試みましたが、配水管が小口径等の関係もあり、水圧、水量等の不足が生じてしまう状況となりました。令和5年度において、一部西原村中央簡易水道施設の配水管の増改良を行い、2箇所の水源系統の負担割合の平均化を図ります。今後においても、水源地及び配水池などの施設や水道管ともに年々老朽化が進み、大幅な改修の必要性や漏水による修繕が増加している状態にあるため、施設・設備については計画的・効率的な更新を実施していく必要があり、また老朽管については管路更新整備計画を策定し、効率的な布設替えを行い安定的な給水確保を図ります。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	安定した給水収益の確保と更なる経費節減を図り、健全な経営に努めます。
-----	------------------------------------

① 収益的収入

主な収益的収入としては給水収益(水道料金)となっており、今現在においては経常収支比率や料金回収率も概ね健全な状況であり、料金改定は見込んでいません。しかし、今後水道施設の老朽化による更新等の実施を行う際は、料金等の見直しが必要になると考えられます。

② 資本的収入

主な収益的支出に関しては、給水収益(水道料金)で賄うこととしていますが新たな水道施設等への投資(建設改良費)については、将来的な水道施設の更新等を考慮し、企業債を検討します。また、国庫補助や交付金対象のものであれば、積極的に活用を行います。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

委託料	施設保守点検業務、水道施設清掃業務、水質検査業務を民間業者及び検針業務を公益社団法人に委託しております。今後も統合などにより運営・管理していく施設が増えるため、委託料が増加することが見込まれます。
修繕費	突発的な漏水に備え修繕費を計上している。また、今後は管路に優先順位を付けて、計画的に更新していきます。
人件費	職員給与費については、水道課役場職員1名分と会計年度任用職員1名分を本村の給与制度により経費を算出しております。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

※ 投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

① 投資の合理化、費用の見直しについての検討状況等

広 域 化	現在のところ広域化の予定はない。広域化により維持管理費等の削減が期待できるので、今後近隣の事業体との広域化を検討します。
民間の資金・ノウハウ等の活用 (PPP/PFI 等 の 導 入 等)	事業規模が小さいため、現時点での導入については検討していません。
アセットマネジメントの充実 (施設・設備の長寿命化等 による投資の平準化)	施設の延命を図るうえで更新計画を策定し、適切な維持管理を行っていきます。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	本村の水道事業以外にも地域水道組合が点在しているため、地域水道組合の実情
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	今後の水需要の動向を見ながら、将来の管路の更新の際に口径の見直しや配水池の容量の見直し等の検討を行っていきます。
そ の 他 の 取 組	—

② 財源についての検討状況等

料 金	今後の施設更新等に備え、水道事業を持続可能なものにするため、料金の適正金額の検討を行っていきます。
企 業 債	今後の施設更新等に備え、起債を行うことが適切なのを見極め検討を行っていきます。
繰 入 金	独立採算を維持に努めます。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	現時点での導入は検討していません。
そ の 他 の 取 組	新たに事業を行う場合、国の補助の活用や、交付金措置の有利な起債の借入など、適切な財源確保について検討を行っていきます。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、 改定等に関する事項	モニタリングを毎年行い必要に応じて経営戦略の検証を行います。
-------------------------	--------------------------------

経営比較分析表（令和3年度決算）

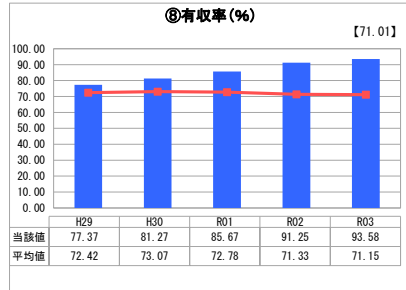
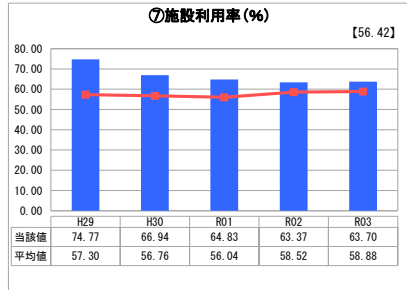
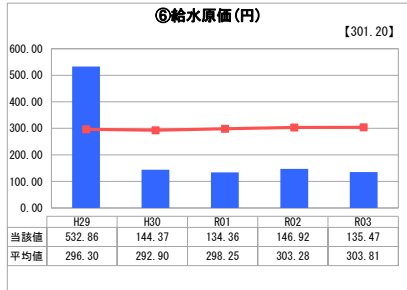
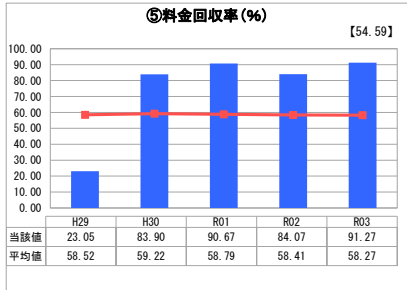
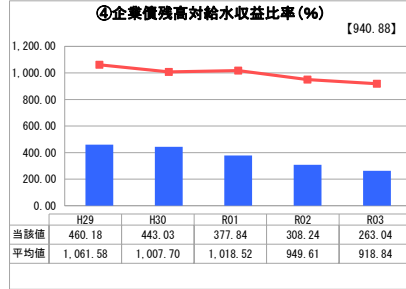
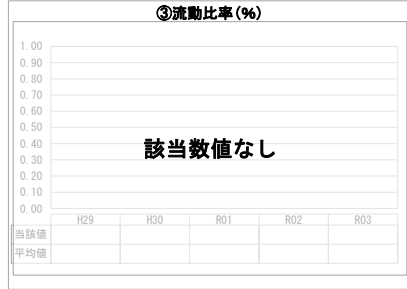
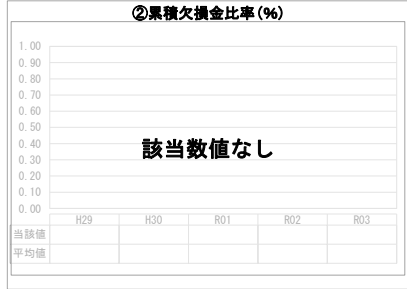
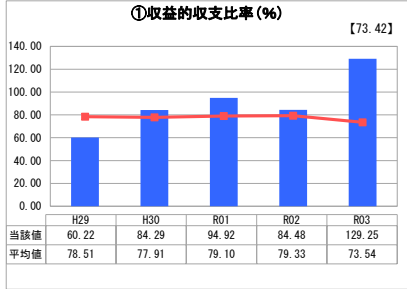
熊本県 西原村

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	管理者の情報
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D3	非設置
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり客単料金(円)	
-	該当数値なし	64.75	2,112	

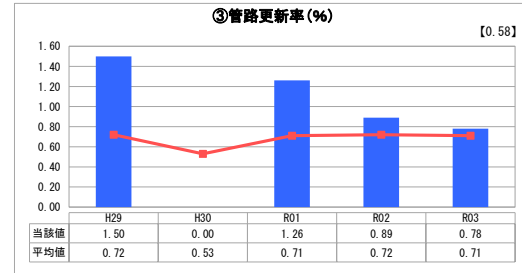
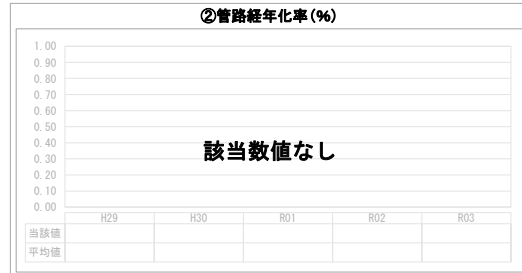
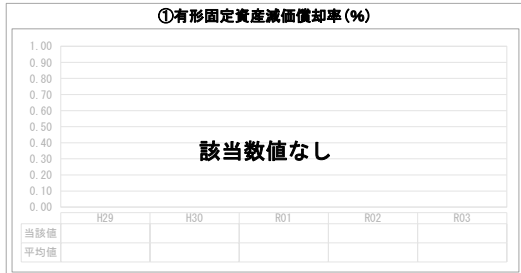
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
6,729	77.22	87.14
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
4,371	7.15	611.33

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
— 類似団体平均値(平均値)
【】 令和3年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①水道事業の収益は、令和3年度において西原村の他簡易水道事業との水道事業統合により加入金等で一時的に収益的収支比率が大幅に増加している。
 ②該当数値なし
 ③該当数値なし
 ④企業債務高対給水収益比率は、平均値より大幅に低くなっているものの、今後の施設更新時に適切な投資規模となるものが分析し、経営改善に努める必要がある。
 ⑤料金回収率は、類似団体平均値より高い値ではあるが100%を下回っており、適正な水道料金の設定、経費削減等に努めていく必要がある。
 ⑥給水原価は、良質な地下水に恵まれており、類似団体平均値よりも低く抑えられている。
 ⑦施設利用率は、平均より高い水準となっており、適切な施設利用が行われている。今後も他簡易水道事業との統合も控えていることから、施設更新等には施設規模の検討を行う必要がある。
 ⑧有収率は、類似団体平均値より高い値となっているが、今後も老朽化した施設・配管等を更新していくことで有収率の向上を図る。

2. 老朽化の状況について

①該当数値なし
 ②該当数値なし
 ③水源池、配水池などの施設や水道管ともに年々老朽化が進み、大幅な改修の必要性や漏水による修繕が増加している状態にある。施設・設備については計画的・効率的な更新を実施していく必要があり、また老朽管については管路更新整備計画を策定し、効率的な布設替えを行い安定的な給水確保を図る。

全体総括

経営の健全性及び効率性に係る指標を分析すると、おおむね健全な状態である。しかしながら、今後は施設・管路の更新需要の増大等が見込まれるため、アセットマネジメントや経営戦略を策定し、事業の規模適正化や長期的な収支予測を立て、計画的に事業を行うよう取り組んでいく必要がある。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	67,327,857	91,424,233	74,496,442	75,600,000	76,593,000		
		(1) 営 業 収 益 (B)	67,216,233	81,366,220	74,416,043	75,598,000	76,591,000	
		ア 料 金 収 入	62,564,833	64,563,920	65,120,643	66,148,000	67,141,000	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)						
		ウ そ の 他	4,651,400	16,802,300	9,295,400	9,450,000	9,450,000	
		(2) 営 業 外 収 益	111,624	10,058,013	80,399	2,000	2,000	
		ア 他 会 計 繰 入 金						
	イ そ の 他	111,624	10,058,013	80,399	2,000	2,000		
	2 総 費 用 (D)	32,364,734	30,481,929	43,614,209	44,429,852	44,840,406		
		(1) 営 業 費 用	25,679,703	21,944,967	38,480,425	39,389,000	39,694,414	
		ア 職 員 給 与 費	4,824,441	4,953,498	7,930,129	6,520,000	6,694,414	
		うち 退 職 手 当	425,358	439,020	778,032	471,000	486,128	
		イ そ の 他	20,855,262	16,991,469	30,550,296	32,869,000	33,000,000	
		(2) 営 業 外 費 用	6,685,031	8,536,962	5,133,784	5,040,852	5,145,992	
ア 支 払 利 息		2,861,131	2,298,662	1,774,684	1,886,852	1,991,992		
うち 一 時 借 入 金 利 息								
イ そ の 他	3,823,900	6,238,300	3,359,100	3,154,000	3,154,000			
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	34,963,123	60,942,304	30,882,233	31,170,148	31,752,594			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	25,638,050	16,368,790	32,369,132	27,919,132	17,619,132		
		(1) 地 方 債	10,300,000		15,000,000	10,800,000		
		うち 資 本 費 平 準 化 債						
		(2) 他 会 計 補 助 金	15,338,050	16,368,790	16,369,132	17,119,132	17,619,132	
		(3) 他 会 計 借 入 金						
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金						
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金			1,000,000			
	(6) 工 事 負 担 金							
	(7) そ の 他							
	2 資 本 的 支 出 (G)	43,006,722	67,052,756	38,475,158	61,199,903	42,938,442		
		(1) 建 設 改 良 費	11,282,325	33,735,150	9,130,000	30,000,000	10,000,000	
		うち 職 員 給 与 費						
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	31,724,397	33,317,606	29,345,158	31,199,903	32,938,442	
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金						
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金								
(5) そ の 他								
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 17,368,672	△ 50,683,966	△ 6,106,026	△ 33,280,771	△ 25,319,310			

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	17,594,451	10,258,338	24,776,207	△ 2,110,623	6,433,284	
積 立 金	(K)	10,011,624	10,002,345	30,002,492	10,000,000	10,000,000	
前年度からの繰越金	(L)	23,312,553	30,895,380	31,151,373	25,925,088	25,000,000	
前年度繰上充用金	(M)						
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	30,895,380	31,151,373	25,925,088	13,814,465	21,433,284	
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)	8,666,000					
実 質 収 支	黒 字 (P) (N)-(O) 赤 字 (Q)	22,229,380	31,151,373	25,925,088	13,814,465	21,433,284	
赤 字 比 率	$\left(\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100 \right)$						
収益的収支比率	$\left(\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100 \right)$	105	143	102	100	98	
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)						
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	67,216,233	81,366,220	74,416,043	75,598,000	76,591,000	
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$						
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)						
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)						
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)						
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$						
他会計借入金残高	(W)						
地 方 債 残 高	(X)	210,677,856	175,064,744	143,941,746	127,821,904	106,002,062	

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	
収 益 的 収 支 分		11,882	12,017	10,620	11,107	11,431	
うち基準内繰入金							
うち基準外繰入金		11,882	12,017	10,620	11,107	11,431	
資 本 的 収 支 分		15,326,168	16,356,773	16,358,512	17,108,025	17,607,701	
うち基準内繰入金							
うち基準外繰入金		15,326,168	16,356,773	16,358,512	17,108,025	17,607,701	
合 計		15,338,050	16,368,790	16,369,132	17,119,132	17,619,132	